

【 目 次 】

様 式 名	記 載 例	ページ
【様式 1】 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者 認定申請書	記載例①	1 ページ
【別紙 1】 間伐材等由来の木質バイオマス 又は 一般バイオマスで あることが証明された木材の年間「取扱予定量」	記載例②	2 ページ
【別紙 2】 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況	記載例③-1 記載例④（素材生産業者用）	3 ページ 6 ページ
【別紙 2】の別表 事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置状況 「説明書」	記載例③-2	4 ページ
【別紙 2】のフロー図 フロー図（原料入荷から出荷までの工程等）	記載例③-3	5 ページ
【別紙 3】 分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書	記載例⑤ 記載例⑥（素材生産業者用）	7 ページ 8 ページ
【様式 3】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス の証明書の様式	記載例⑦ 記載例⑧ (GHG 関連情報の記載が不要な場合)	9 ページ 10 ページ

【様式1】

新規・更新

更新申請者・認定番号_____

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

【申請者】

事業者の所在地：(〒420-8601)

静岡市葵区追手駿府町 108

事業者の名称：富士山製材 株式会社

代表者の職・氏名：代表取締役社長 杉 太郎 印

T E L : 054-123-1234

F A X : 054-123-4567

Eメールアドレス：fujiyama-wood@co.jp

県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

1. 創業年、従業員数	創業年：昭和27（1952）年 従業員：6人
2. 木製品の主要品目、取り扱う木材、年間取扱数量（m ³ 、t 等）	主要品目：スギ、ヒノキ 樹種と品目：建設用ほか 年間取扱量：5,000m ³ 【別紙1】の「取扱予定量」を添付する。（注①）
3. 事業所の敷地、建物及び、施設の配置状況	【別紙2】の「配置状況」、「フロー図」のとおり。（注②）
4. 分別管理、GHG 関連情報管理等 及び書類管理の方針	<p>●基本方針： 分別管理、書類管理の責任者を設置し、県木連の発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範や同証明に係る事業者認定実施要領を遵守し、木質バイオマスの円滑供給につとめる。</p> <p>分別管理、GHG 関連情報管理責任者の氏名：（工場長 杉 次郎）</p> <p>●管理方針：【別紙3】の「管理方針書」のとおり。（注③）</p>
5. 取得資格等 (該当に丸印を付す)	<p>① ISO (9000, 14000) ② 木材業者登録制度 ③ 県産材証明制度 ④ 合法木材供給事業者認定 ⑤ 間伐材チップ事業者認定 ⑥ AQ (木質建材認証) ⑦ 輸出梱包熱処理 ⑧ JAS 認証（製材、2×4、合板、集成材、保存） ⑨ しずおか優良木材供給センター認定 ⑩ その他（ ）</p>
6. 所属する単位木協名	駿河木協協同組合
7. 認定後の処理 (関連ウェブサイトへの掲載)	<p>●Eメールアドレスの掲載について（該当に丸印を付す） ①掲載を希望する ②掲載を希望しない ③Eメールアドレスがない</p> <p>●主たる認定業種（1つだけ選択し、丸印を付す） ① 素材生産 ② 原木流通 ③ 製材 ④ 木材加工（チップ、集成材、合板、その他木質ボード） ⑤ 木材流通（製材、木材加工品の流通） ⑥ 木材製品（文具、家具、パレット等） ⑦ 紙・紙製品 ⑧ その他 ⑨ 木材全般（①～⑤の業種）</p>

（注）①【別紙1】の間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスであることが証明された木材の「取扱予定量」を添付してください。

②【別紙2】の「配置状況」はA4判とし、記載例を参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。

③【別紙3】の「管理方針書」はA4判とし、記載例を参考に「申請者独自」の方針を簡潔に記載してください。

【別紙1】

間伐材等由来の木質バイオマス 又は 一般バイオマスであることが
証明された木材の年間「取扱予定量」

令和 年 月 日

(事業者: 富士山木材 株式会社)
(住所: 静岡市葵区追手駿府町 108)
(分別管理・GHG 関連情報管理責任者: 工場長 杉 次郎)

区分	製品名	数量 (単位:m3、整数止め)
1. 木質バイオマス以外も含めた、すべての木材の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	5,000 m3 () m3
	原木(原料)出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	m3 () m3
	チップ等出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	500 m3 () m3
2. 上記1. のうち、 <u>間伐材等由来の</u> <u>バイオマス</u> である と証明されたもの	原木(原料)入荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	2,000 m3 () m3
	原木(原料)出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	m3 () m3
	チップ等出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	200 m3 () m3
3. 上記1. のうち、 <u>一般木質バイオマス</u> で あると証明されたもの	原木(原料)入荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	3,000 m3 () m3
	原木(原料)出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	m3 () m3
	チップ等出荷量 (うち、GHG関連情報を伴うもの)	300 m3 () m3

注) ① 1年間の「取扱予定量」を記載してください。

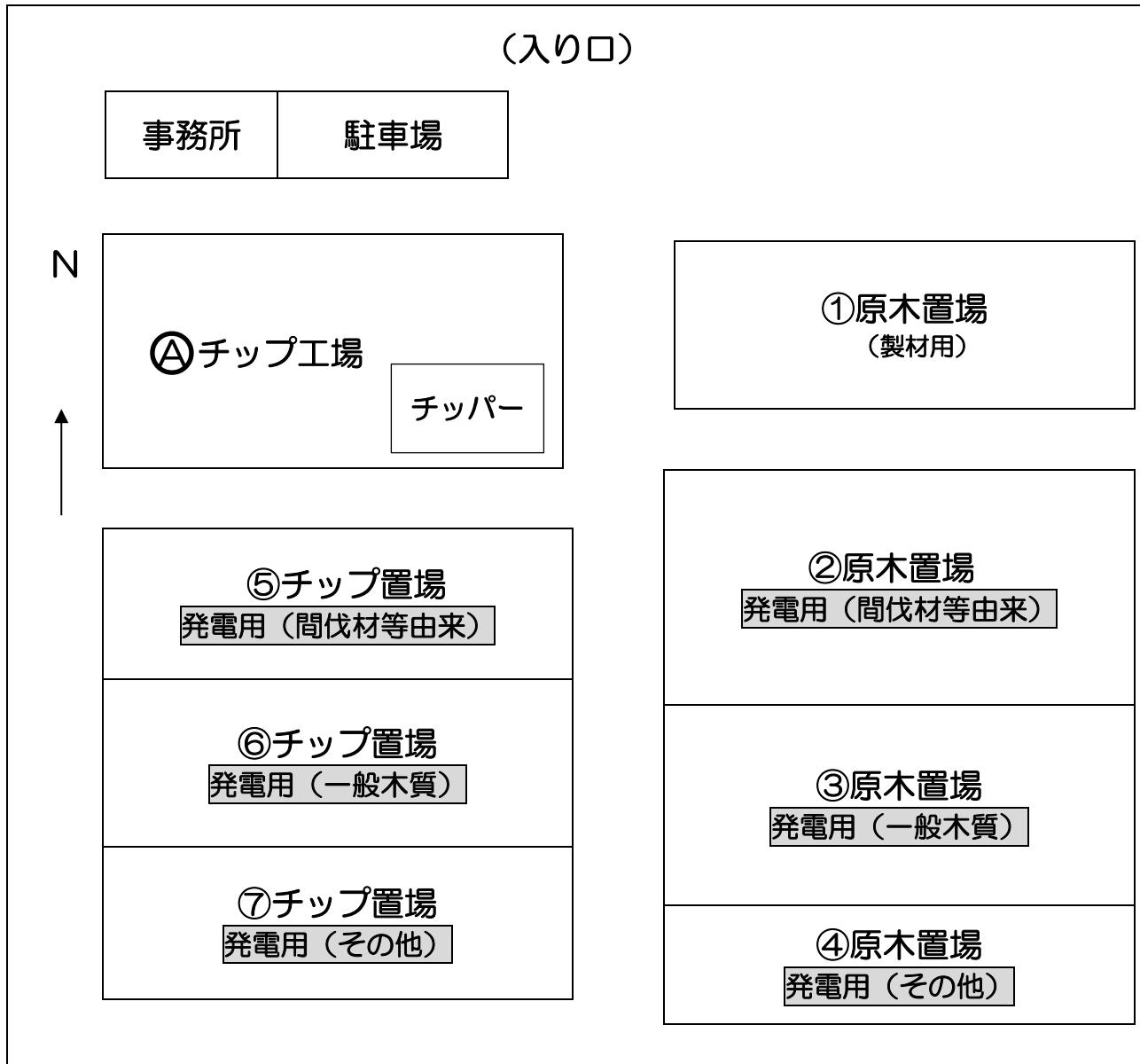
② なお、上記には「リサイクル木材」を含めません。

【別紙2】

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

(事業者 : 富士山木材 株式会社)
(住所 : 静岡市葵区追手駿府町 108)

(公道)



注) ①この配置図では、「現場における分別管理の実態」、すなわち工場、置場、倉庫等における「発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）」の仕分けを説明してください。

また、複数の由来の原材料を敷地内で分別管理する場合は、それぞれの原材料ごとの入荷時の置場・加工場所・出荷時の置場が分かるフロー図（参考：「【別紙2】のフロー図」）を添付してください。

②縮尺は任意で結構です。また、「方位」を入れてください。

【別紙2】の別表

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置状況
「説明書」

(事業者： 富士山木材 株式会社)
 (住所： 静岡市葵区追手駿府町 108)
 (分別管理・GHG 関連情報管理責任者： 工場長 杉 次郎)

配置図番号	区分 (原木置場、製品置場、製品倉庫の別)	管理品 (原木・製品の別、品目、産地、仕入れ先等)
①	原木置場 (製材用)	スギ丸太 4m (**産) ヒノキ丸太 6m (**産)
②	原木置場 発電用（間伐材等由来）	スギ丸太（間伐材等）*m (**産) ヒノキ丸太（間伐材等）*m (**産)
③	原木置場 発電用（一般木質）	スギ丸太（支障木等）*m (**産) ヒノキ丸太（支障木等）*m (**産)
④	原木置場 発電用（その他）	スギ丸太（産業廃棄物、一般廃棄物等） ヒノキ丸太（産業廃棄物、一般廃棄物等）
⑤	チップ置場 発電用（間伐材等由来）	スギ チップ（間伐材等由来） ヒノキ チップ（間伐材等由来）
⑥	チップ置場 発電用（一般木質）	スギ チップ（支障木等由来） ヒノキ チップ（支障木等由来）
⑦	チップ置場 発電用（その他）	スギ チップ（産業廃棄物、一般廃棄物等） ヒノキ チップ（産業廃棄物、一般廃棄物等）

注)

①簡潔明瞭：

申請書類による「書面審査」のため、申請者の「現場管理の詳細」（どんな製品が、どこに管理されているのか）を「認定審査委員」によくわかるよう簡潔に整理してください。

②分別管理：

発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）、樹種（スギ、ヒノキ、ベイマツ等）、形状（径級、長さ等）、産地（天竜産、大井川産、カナダ産、インドネシア産等）など、現場管理の実態をできるだけ「具体的」に記入してください。

③別表処理：

特に、管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたるの場合は、配置状況にすべてを書き込みしないで、「原木置場（土場）」、「製品置場（仮置き場）」、「製品倉庫（上屋あり・常時保管場所）」等に区分し、各々何が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

【別紙 2】のフロー図

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
フロー図（原料入荷から出荷までの工程等）

（事業者： 富士山木材 株式会社 ）

（住 所： 静岡市葵区追手駿府町 108）

（分別管理・GHG 関連情報管理責任者： 工場長 杉 次郎 ）

木材の用途	入荷時の置場	加工場所	出荷時の置場	出荷先
製材用	①原木置場			→ 製材工場
発電用 (間伐材等由来)	②原木置場	Ⓐチップ工場	⑤チップ置場	→ 発電所
発電用 (一般木質)	③原木置場	Ⓐチップ工場	⑥チップ置場	→ 発電所
発電用 (その他)	④原木置場	Ⓐチップ工場	⑦チップ置場	→ 発電所

注) 番号や記号（例：①、Ⓐ 等）は、【別紙 2】「配置状況」および、【別紙 2】の別表
「配置状況 説明書」と一致させること。

記載例④

【別紙2】 素材生産業者用（例）

素材生産業者等が「配置状況」の添付を省略する場合

令和 年 月 日

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請 事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置状況

（事業所名： ）

（住所： ）

下記の理由により、標記の配置状況は添付できません。

記

当社（当事業所、私）は、県内で素材生産を行っておりますが、伐採現場が各地に移動するため、山土場など特定の原木置き場を有しませんので、「分別管理現場の配置状況」の添付を省略いたします。

注）素材生産業者が「現場配置状況の添付を省略」する場合、該当事業者は、上記を参考にして「各社の実態」に合わせて、適宜記載してください。

【別紙3】 分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名：

住 所：

令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を「分別管理・GHG 関連情報管理等責任者」として定める。
- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- 原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスであるか否かを確認する。
- 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように加工する。
- チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマスを原料として製造したチップ等、一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、その他の木質バイオマスを原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、業界団体等から GHG 関連情報の管理等に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送方法、輸送距離、加工区分等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- 分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以上

【別紙3】 素材生産業者用（例）

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名：
住 所：
令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社の素材生産において、該当する原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- 分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を「分別管理・GHG関連情報管理等責任者」として定める。
- 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- 分別管理責任者は、伐採作業に先立ち、伐採届、伐採許可書類等の必要書類により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- 原木の保管にあたっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所を標識等により明示する。
- 原木の出荷にあたっては、伐採届出書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるかを証明する。

（GHG関連情報の管理等の実施）

- 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体也可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

（書類管理）

- 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれそれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以上

【様式3】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等（または一般木質バイオマス）由来の
木質バイオマス証明書

様

(販 売 先)

認定事業者名:

認定番号: 静岡県木連G第 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（または一般木質バイオマス）で
あり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種 : スギ

2. 数量 : 200 m³

3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比(%)	備考
林地残材、 その他伐採木	①輸送方法: 4t車以上 ②輸送距離: 20km以下	林地残材: 80% その他伐採木: 20%	

(2) 加工区分

チップ加工ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

輸送距離: 30km以下（10km単位で数値を記入）

輸送方法: 1t車以上 2t車以上 4t車以上 10t車以上 20t車以上

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する。

（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること、一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【様式3】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの証明書の様式

※GHG関連情報の記載が不要な場合の記載例

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等（または一般木質バイオマス）由來の
木質バイオマス証明書

様
(販 売 先)

認定事業者名：
認定番号：静岡県木連G第 号

下記の物件は、全て間伐材等由來の木質バイオマス（または一般木質バイオマス）で
あり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種：スギ
2. 数量：1000m³
3. GHG関連情報：記載省略

注) なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由來のバイオマスであること、一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。